

水害被災御見舞申し上げます

7月27日からの大雨により被災された方々には、心よりお見舞い申し上げます。

組合共済申請のお願い

住宅を被災された方は、組合共済が該当する可能性があります。(復旧見積20万円以上の場合など) 自然災害の給付は大変少額になっておりますが、被害があった方は下記に御連絡されます様お願いいたします。

こくみん共済 coop(全労済)住宅損害受付センター

0120-131-459

受付時間：24時間365日

- ・7月27日からの大雨による被害
- ・田川建設労働組合の慶弔共済

とお伝えください。

新型コロナウイルス感染症に係る
注意喚起 並びに今後の組合行事について

日を追うごとに感染者が急増し、今後の情勢が非常に懸念されている状況です。

組合員、ご家族の皆様におかれましても引き続き、感染拡大地域などへの不要不急の往来を避ける、「新しい生活様式」の実践、体調管理に気を付けるなど、感染予防対策を十分に講じられますようお願いいたします。

なお、組合でも感染予防対策を徹底した上で、出来る事から組合活動を再開するよう検討していきます。

◆御得意様感謝デー(9月25日)【中止】◆

!! 軽スポーツ大会(9月6日) !!

!! 安全パトロール(9月7日) !!

!! 健康管理学習会(9月13日) !!

!! は実施予定です !!



熱中症の予防のために



- ◎直射日光・照り返しをさえぎり、風通しをよくする。
 - ◎日陰の風通しのよい休憩場所を確保し、長めの休憩と、状況に応じた臨時の休憩をとる。
 - ◎水分・塩分の補給を随時行なう。
 - ◎作業場所・作業内容を、状況によって変更できるように、柔軟な作業計画を立てる。
 - ◎透湿性・通気性の良い服装にする。
- など、励行しましょう!

持続化給付金を申請した人は対象の可能性あり

建設国保に加入の皆様へ

建設国保に加入の組合員で、下記に該当する方は**保険料が減免**される可能性があります。同時配布のチラシもご覧下さい。

記

- ◎対象:①新型コロナウイルス感染症(以下:新型コロナ)の影響により事業・給与収入が昨年より3/10以上の減少が見込まれる場合(保険金等は収入に加算)/②新型コロナにより、主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った場合

◎減免額:チラシを確認ください

◎必要なもの:印鑑・マイナンバー(申請書に記載)・本人確認書類(免許証など)と

- ①本年の月収(収入)[帳簿や給与明細]、前年の年収[確定申告書や源泉徴収票]
- ②死亡診断書、医師の診断書

○その他必要と認められる書類等

◎申請期限:9月中旬(連休前まで)

※不明な点は、お問合せ下さい。

申請期間が短くなっていますお急ぎ下さい

住宅リフォーム支援補助制度の

活用で仕事の掘り起こしを!!

鶴岡市建築課	0235(25)2111
三川町建設環境課	0235(66)3111
庄内町建設課	0234(43)2211
大蔵村地域整備課	0233(75)2111

◆◆◆持続化給付金◆◆◆

◆！！対象者が拡充されました！！◆

6月29日から「主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等」も申請できるようになりました。今までは、確定申告書で「事業収入」がある方が対象でしたが、「雑所得」や「給与」のみで申告していた方も対象になります。

◆給付対象

フリーランスを含む個人事業者の方で、雇用契約によらない、業務委託契約等に基づく事業活動からの収入を、主たる収入として、税務上の雑所得又は給与所得で、確定申告をしている方等が対象となります。

◆給付額

前年の総売上(収入)ー

(2019年月平均比▲50%月の収入×12ヶ月)
上限100万円

◆申請方法

オンライン申請を基本としていますが、困難な方のために「申請サポート会場」が開設されています。

会場コード 会場名 住所

0603 新庄 若葉町 4-23 ニューグランドホテル 2F

0604 酒田 中町 2-5-1 マリン5 清水屋 4F

予約 0120-835-130(自動) / 0570-077-866(オペレーター)

<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>

◆必要情報

①屋号・雅号(屋号・雅号がない場合は不要) ②業種 ③申請者住所 ④申請者氏名 ⑤生年月日 ⑥連絡先 ⑦年間業務委託契約等収入(売上)及び収入に関する情報 ⑧対象月 ⑨対象月の業務委託契約等収入(売上) ⑩申請者本人名義の振込先口座に関する情報

◆必要書類

(ア)2019年分の確定申告書第一表の控え等
(イ)対象月の業務委託契約等収入がわかるもの
(ウ)業務委託契約等収入があることを示す書類
(アの収入が業務委託契約等収入であることを示すもの。) (エ)申請者本人名義の国民健康保険証の写し (オ)申請者本人名義の振込先口座通帳の写し (カ)本人確認書類 (キ)その他事務局等が必要と認める書類

◆◆◆詳しくはお問合せ下さい◆◆◆

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

組織人員の状況(人)

2年期首	6月末	7月加入	7月脱退 (内死亡)	7月末	前月 対比
1,660	1,621	0	5(2)	1,616	-5

組織人員の減少は、組合のメリット低減に直結する大きな問題です。

～全支部・分会で純増拡大を達成しよう～

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

建設国保ご加入の皆さまへ 新しい被保険者証が 発送になりました

山形県建設国民健康保険被保険者証(被保険者証)の更新に伴う『令和2年度 就労形態・業務内容・労災加入状況申告書』の配布、回収には御協力を頂き誠に有難うございました。

令和2年8月1日よりご使用いただく被保険者証が7月末に建設国保組合より世帯ごとに御自宅の方へ郵送になりました(茶色の封筒です)。新しい被保険者証は『薄緑色』です。古い被保険者証は、細かく裁断をする等、各自の責任において処分して下さいますようお願いいたします。

被保険者証に同封されている案内、今月配布の『健康の広場』をご参考頂き、8月1日より医療機関を受診される場合は新しい被保険者証を提示して下さい。又、ケースの同封はありませんので、ケースをご希望の方は、組合窓口でお渡し致します。お声掛け下さい。

70歳以上の方は被保険者証と高齢受給者証が一体化された被保険者証が交付されております。(窓口負担割合が記載された被保険者証1枚の提示になります)

被保険者証の紛失が増えております。取り扱いには十分、ご注意ください。

